

世田谷区就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する
法律施行細則の一部を改正する規則

世田谷区就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
施行細則（令和２年３月世田谷区規則第１４号）の一部を次のように改正する。

第４号様式、第５号様式第１面、第１４号様式及び第１７号様式裏面以外の部分中
「

㊦ を削る。

」

附 則

この規則は、公布の日から施行する。